

法務省民二第555号
令和6年4月1日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（登記事項証明書等における代替措置関係）（通達）

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。以下「改正法」という。）の施行に伴う不動産登記事務の取扱い（登記事項証明書等における代替措置関係。令和6年4月1日施行）については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の不動産登記法（平成16年法律第123号）を、「令」とあるのは不動産登記令（平成16年政令第379号）を、「規則」とあるのは不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号。以下「改正省令」という。）による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（令和6年4月1日付け法務省民二第554号当職通達）による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達）をいいます。

記

第1部 本通達の趣旨

本通達は、登記事項証明書等における代替措置についての改正法の施行に伴い、不動産登記事務の取扱い（登記事項証明書等における代替措置関係）において留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2部 登記事項証明書等における代替措置に関する事務の取扱い

第1 通則

1 代替措置の要件

(1) 登記記録に記録されている者（自然人であるものに限る。）は、その住所が明らかにされることにより、次のア又はイに掲げる場合（以下「措置要件」という。）に該当するときは、代替措置申出（法第119条第6項に規定する申出をいう。以下同じ。）をすることができるとされた。

ア 人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合（法第119条第6項）

イ 当該登記記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合（規則第202条の3）

(ア) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

(イ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（同条第1号に掲げるものを除く。以下この(イ)において同じ。）を受けた児童であって更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

(ウ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（後記(エ)において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

(エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下同じ。）を受けた者であって、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

(2) 前記(1)の「登記記録に記録されている者」には自然人であること以外に特段の限定は付されていないことから、登記名義人であった者、

信託目録に記録されている者、閉鎖された登記記録に記録されている者等もこれに該当する。

また、登記記録に記録されている者の住所が明らかにされることにより、当該者以外の者（例えば、登記記録に記録されている者と同居する者等）に前記(1)ア又はイに掲げるおそれがある場合も、措置要件に該当する。ただし、この場合においても代替措置申出をすることができるのは登記記録に記録されている者に限られる。

(3) 次に掲げる者が更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがある場合には、前記(1)イ(エ)の事由があるものとして取り扱うものとする。

ア 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的以外の目的により前記(1)イ(ア)のストーカー行為等と同様の態様による行為に係る被害を受けた者

イ 前記(1)イ(イ)の児童虐待と同様の態様による行為に係る被害を受けた満18歳以上の者（例えば、高齢者など）

ウ 保護者でない者から前記(1)イ(イ)の児童虐待と同様の態様による行為に係る被害を受けた児童

エ 配偶者以外の者から前記(1)イ(ウ)の暴力と同様の態様による行為に係る被害を受けた者

オ 名誉又は財産等に対する脅迫を受けた者

カ 正当な理由なくインターネット上で生活状況を含めたプライバシー情報がさらされている深刻な状況にある者

これらに該当しない者であっても、個別の事案における具体的な事情に応じ、前記(1)イ(ア)から(ウ)までに掲げる言動と同程度の心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがある場合には、同(エ)の事由があると認められる。

2 代替措置等申出

(1) 代替措置等申出において明らかにすべき事項

ア 代替措置申出又は公示用住所の変更申出（規則第202条の16第1項の規定による申出をいう。以下これらの申出を「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「代替

措置等申出書」という。)を登記所に提出してしなければならないとされた(規則第202条の4第1項)。

(ア) 申出人の氏名及び住所

(イ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

(ウ) 申出の目的

(エ) 申出に係る不動産の不動産所在事項

イ 代替措置等申出書の内容とする前記ア(ウ)の申出の目的は、次の振り合いによるものとする。

(ア) 代替措置申出の場合

「代替措置申出」

(イ) 公示用住所の変更申出の場合

「公示用住所の変更申出」

(2) 代替措置等申出の申出先登記所

代替措置等申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができるとされた(規則第202条の4第2項)。

したがって、全ての登記所(法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所)の登記官に対して代替措置等申出をすることができる。

なお、新たに住所が記録される登記の電子申請をし、これに伴い当該住所に係る代替措置申出をする場合や、新たに住所が記録される登記の書面申請をし、これに伴い申請した登記所と異なる登記所に代替措置申出をする場合には、申請人(申出人)は、登記の申請情報において「別途代替措置申出あり(〇〇法務局)」の振り合いにより、別途提出する代替措置等申出書において「別途登記申請あり(〇月〇日××法務局受付第〇〇号)」の振り合いにより記載を補記し、その旨を明らかにするものとする。

これに対し、新たに住所が記録される登記の書面申請と併せて同一の登記所に当該住所に係る代替措置申出をする場合には、申請人(申出人)は、登記の申請情報において「同時にする代替措置申出あり」の振り合いにより、代替措置等申出書において「同時にする登記申請

あり」の振り合いにより各記載を補記し、その旨を明らかにするものとする。

(3) 不動産番号の取扱い

前記(1)ア(エ)にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を代替措置等申出書に記載したときは、前記(1)ア(エ)に掲げる事項を代替措置等申出書に記載することを要しないとされた（規則第202条の4第3項）。

この申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合には、「〇〇法務局管轄」の振り合いにより、代替措置等申出書の不動産番号に続けて記載するものとする。

(4) 代替措置等申出書に記載する事項

代替措置等申出においては、前記(1)ア(ア)から(エ)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を代替措置等申出書に記載するものとするとしてされた（規則第202条の4第4項）。

ア 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

イ 代替措置等申出書に添付しなければならない書面（以下「代替措置等申出添付書面」という。）の表示

ウ 申出の年月日

エ 代替措置等申出書を提出する登記所の表示

なお、代替措置等申出書については、規則第45条（申請書等の文字）及び第46条（契印等）の規定に準じた措置を講ずることを求めるものとし、これらの措置がされていないことにより代替措置等申出書の内容が申出人本人の意思に基づくものか（申出人となるべき者が申出をしているかどうか）に疑義が生ずる場合には、申出人又はその代理人に補正を求めるか、後記4(2)イの対面調査に際してその内容に間違いがないかを申出人又はその代理人に確認し、その旨を同ウの調査結果調書に記載するものとする。

おって、上記アの連絡先を記載した申出人は、申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに記録された旨の連絡を希望する場合には、その旨を「公示用住所管理ファイルへの記録完了後の連絡を希望しま

す。」の振り合いにより代替措置等申出書に記載し、登記所からの完了連絡を求めることができる。この希望がある場合には、登記官は、申出に係る事項を公示用住所管理ファイルに記録した後、速やかに、代替措置等申出書に記載されている連絡先に、その旨を連絡するものとする。

(5) 代替措置等申出書の作成及び提供

代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならないとされた（規則第202条の4第5項）。

この申出の目的の同一性は、申出の種別及び申出に係る公示用住所が同一である場合に認められる。

(6) 代替措置等申出添付書面

ア 代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（規則第202条の4第6項）。

(ア) 申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

(イ) 申出人の氏名又は住所が法第119条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

(ウ) 代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

イ 前記ア(ア)の印鑑に関する証明書には、作成期限は設けられていない。

ウ 前記ア(イ)の書面は、登記記録に記録されている者の氏名又は住所に変更があった場合に、申出人の氏名又は住所とのつながりを証する書面（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）を指す。

なお、代替措置等申出をする前提として氏名又は住所の変更の登

記をする必要はない。

エ 委任による代理人によって代替措置等申出を行う場合には、前記ア(ウ)の代理人の権限を証する書面には、代替措置等申出についての具体的な委任事項が記載されていることを要する。

(7) 代替措置等申出添付書面の特例

ア 規則第202条の4第6項第1号(前記(6)ア(ア))の規定は、申出人が同(ア)の書面(印鑑に関する証明書を除く。)を登記官に提示した場合には、適用しないとされた。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならないとされた(規則第202条の4第7項)。

イ 前記ア後段の場合には、登記官は、申出人に対し、次に掲げる書面(以下「本人確認書類」という。)のいずれかの提示を求めた上で、提示を受けた書面の写しの提出を求めるものとする。

(ア) 運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。)、運転経歴証明書(道路交通法第104条の4第5項(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書をいう。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券及び同条第6号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該請求人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)、在留カード(同法第19条の3に規定する在留カードをいう。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条に規定する特別永住者証明書をいう。)のうちいずれか一以上。

(イ) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、基礎年金番号通知書(国民年金法施

行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該請求人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上。

(ウ) 前記(イ)に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに準ずるものであつて、当該請求人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上。

(8) 代替措置等申出添付書面の省略等

同一の登記所に対して同時に二以上の代替措置等申出をする場合において、各代替措置等申出に共通する代替措置等申出添付書面があるときは、当該代替措置等申出添付書面は、一の代替措置等申出の代替措置等申出書と併せて提供することで足りるとされた（規則第202条の4第8項において準用する規則第37条第1項）。

この場合においては、当該代替措置等申出添付書を当該一の代替措置等申出の代替措置等申出書と併せて提供した旨を他の代替措置等申出の代替措置等申出書に記載しなければならないとされた（規則第202条の4第8項において準用する規則第37条第2項）。

具体的には、規則第202条の4第4項第2号の添付書面の表示として「印鑑証明書（前件添付）」の振り合いにより記載するものとする。

なお、本規定は、同一の登記所に対して同時に二以上の代替措置等申出をする場合に共通する代替措置等申出添付書面の援用を認めるものであるため、例えば、所有権の移転の登記の申請と併せて新たに所有権の登記名義人となる者の住所に係る代替措置申出をする場合には、登記申請の添付書類を代替措置等申出添付書面として援用することはできない。

(9) 会社法人等番号の提供

法人である代理人によって代替措置等申出をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代え

ることができる」とされた（規則第202条の4第8項において準用する規則第37条の2）。

なお、代理人の会社法人等番号を提供する場合には、規則第202条の4第1項第2号の「代理人の名称」に続けて記載して差し支えない。

(10) 代替措置等申出書及び代替措置等申出添付書面の送付方法

代替措置等申出をしようとする者が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付するときは、信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする」とされた（規則第202条の4第9項において準用する規則第53条第1項）。

この場合には、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を入れた封筒の表面に代替措置等申出書が在中する旨を明記するものとする」とされた（規則第202条の4第9項において準用する規則第53条第2項）。

3 立件

(1) 登記官は、代替措置等申出書が提出されたときは、これを立件しなければならない」とされた（規則第202条の5第1項）。

(2) 前記(1)の場合には、登記官は、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録しなければならない」とされた（規則第202条の5第2項）。

申出立件事件簿は、準則別記第21号の2様式により作成するものとし、立件番号は、登記申請の受付番号及び規則第23条の立件番号とは異なる発番体系により1年ごとに更新される番号を付すものとする。

(3) 登記官は、前記(1)により立件をする際、代替措置等申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない」とされた（規則第202条の5第3項）。

具体的には、代替措置等申出書の1枚目の表面の余白に別記第1号様式及び別記第2号様式による印判を押印して該当欄に立件年月日及び立件番号を記載し、又は別記第3号様式若しくは別記第4号様式による代替措置等申出の立件の年月日及び立件番号を記載した書面を貼

り付ける方法により記載するものとする。

- (4) 代替措置等申出をした申出人は、公示用住所管理ファイルへの記録が完了するまでの間は、申出に係る代替措置等申出書と同一の内容を記載した書面を提出し、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面の受領証の交付を請求することができるものとする。
- (5) 登記官は、前記(4)の受領証の交付の請求があった場合には、提出された書面に申出に基づく立件の年月日及び立件番号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成した上、当該受領証を交付するものとする。
- (6) 前記(1)から(5)までに定めるもののほか、代替措置等申出に係る立件に関する取扱いについては、その性質上適当でないものを除き、権利に関する登記の申請の受付に関する取扱いの例によるものとする。

4 調査

(1) 基本事項

登記官は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならないとされた（規則第202条の6第1項）。

(2) 対面調査

ア 登記官は、前記(1)の調査をする場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は措置要件に該当する事実の有無を調査をすることができることとされた（規則第202条の6第2項）。

イ 次に掲げる場合には、登記官は、申出人に出頭を求めた上で、次に定める調査（以下「対面調査」という。）を行うものとする。

(ア) 代替措置等申出書に前記2(6)ア(ア)の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面が添付されないとき 申出人の本人確認調査

(イ) 後記第2の2(2)イにより対面調査を行うべき場合に該当するとき 措置要件の該当性調査

前記(ア)の申出人の本人確認調査の方法は、前記2(7)イの取扱い

の例によるものとする。この場合には、原則として申出人本人の出頭を求めるものとし、委任による代理人のみの出頭によって申出人の本人確認調査を行うことは基本的に認められない。

前記(イ)の措置要件の該当性調査の方法は、出頭した申出人に対して措置要件に該当する事実について質問をし、又は申出人若しくはその代理人に当該事実を裏付ける文書の提示を求める方法とする。

前記(ア)又は(イ)の場合に該当しない場合であっても、個別の事情に基づき、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は措置要件に該当する事実の有無につき疑義が生じたときは、前記(ア)又は(イ)に定める方法に準じて対面調査を実施するものとする。

ウ 対面調査を実施した場合には、登記官は、別記第5号様式の調査結果調書に結果を記載し、登記官印を押印するものとする。

なお、措置要件の該当性調査を実施した場合には、調査結果を記入した調査結果調書の別紙「措置要件の該当性調査の結果」について、調査の相手方にその内容に相違がないかを確認した上で、末尾に年月日の記入及び署名をさせるものとする。

(3) 調査嘱託

登記官は、前記(2)アの申出人又は代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に対面調査を嘱託することができることとされた（規則第202条の6第3項）。

当該嘱託は、別記第6号様式による嘱託書を作成し、これに申出に係る不動産の登記事項証明書、代替措置等申出書の写し及び代替措置等申出添付書面の写しを添付して、当該他の登記所に送付する方法によって行うものとする。

(4) 調査結果調書の作成

登記官は、前記(2)による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならないとされた。前記(3)の嘱託を受けて調査をした場合についても、同様とするとされた（規則第202条の6第4項）。

(5) 調査嘱託を受けた登記所の取扱い

前記(4)後段の調査（嘱託調査）をした場合には、嘱託を受けて調

査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調書を嘱託をした登記官に送付しなければならないとされた（規則第202条の6第5項）。

当該調書は、嘱託書と併せて嘱託をした登記所宛てに送付するものとする。

嘱託をした登記官は、送付を受けた当該調書を、代替措置等申出書と共に保管するものとする。

なお、嘱託した登記所が嘱託書に添付した登記事項証明書、代替措置等申出書の写し及び代替措置等申出添付書面の写しは、適宜、廃棄して差し支えない。

5 代替措置等申出の却下

(1) 却下事由

ア 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならないとされた。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない（規則第202条の7第1項）。

(ア) 申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。

(イ) 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

(ウ) 代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法が規則により定められた方式に適合しないとき。

(エ) 代替措置等申出書に記載された事項が登記記録と合致しないとき。

(オ) 代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。

(カ) 代替措置等申出添付書面が添付されないとき。

(キ) 代替措置申出がされた場合において、措置要件に該当する事実が認められないとき。

イ 前記ア(キ)に該当するのは、後記第2の2(2)アの書面のみによっては措置要件に該当する事実が認められない場合において、登記官が前記4(2)イ(イ)の措置要件の該当性調査を求めても申出人がこれ

に応じないときや、当該調査の結果を踏まえても措置要件に該当する事実を認めるに足りないときとする。

(2) 補正期間中の取扱い

登記官は、前記(1)アただし書の期間（補正期間）を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができないとされた（規則第202条の7第2項）。

補正期間は、補正の内容に応じて具体的に定めるものとする。

(3) 代替措置等申出の却下

登記官は、代替措置等申出を却下するときは、決定書を作成して、これを申出人に交付するものとする。ただし、代理人によって申出がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りるとされた（規則第202条の7第3項において準用する規則第38条第1項）。

(4) 決定書の交付方法

前記(3)の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができるとされた（規則第202条の7第3項において読み替えて準用する規則第38条第2項）。

(5) 代替措置等申出添付書面の取扱い

登記官は、代替措置等申出添付書面が提出された場合において、代替措置等申出を却下したときは、代替措置等申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない（規則第202条の7第3項において読み替えて準用する規則第38条第3項）。

(6) その他取扱い

前記(1)から(5)までのほか、代替措置等申出の却下に関する取扱いについては、準則第28条の例によるものとする。

6 代替措置等申出の取下げ

(1) 代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を代替措置等申出書を提出した登記所に提出する方法によってしなければならないとされた（規則第202条の8第1項）。

(2) 代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了

- 後は、することができないとされた（規則第202条の8第2項）。
- (3) 登記官は、代替措置等申出添付書面が提出された場合において、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする（規則第202条の8第3項前段）。ただし、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないとされた（規則第202条の8第3項後段において準用する規則第38条第3項ただし書）。
- (4) 前記(1)から(3)までのほか、代替措置等申出の取下げに関する取扱いについては、準則第29条の例によるものとする。

7 代替措置等申出添付書面の還付

- (1) 代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる（規則第202条の9第1項）。ただし、前記2(6)ア(イ)の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面、後記第2の2(4)（後記第3において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでないとされた（規則第202条の9第1項）。
- (2) 前記(1)により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないとされた（規則第202条の9第2項）。
- (3) 登記官は、前記(1)による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないとされた。この場合には、前記(2)の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、前記(2)の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならないとされた（規則第202条の9第3項）。
- (4) 前記(3)により登記官印を押印した前記(2)の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする（規則第202条の9第4項）。
- (5) 前記(3)にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これ

- を還付することができないとされた（規則第202条の9第5項）。
- (6) 前記(3)による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができるとされた。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならないとされた（規則第202条の9第6項）。
- (7) 前記(6)の場合における書面の送付は、前記(6)の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとされた（規則第202条の9第7項）。
- (8) 前記(7)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第202条の9第8項）。
- (9) 前記(8)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第202条の9第9項）。
- (10) 前記(1)から(9)までのほか、代替措置等申出の原本還付に関する取扱いについては、準則第30条の例によるものとする。

8 登記事務における措置対象住所の取扱い

代替措置申出がされている場合であっても、登記記録に記録されている者の登記記録上の住所は措置対象住所であって公示用住所ではない。

このため、例えば、当該者を登記義務者とする登記申請があった場合には、申請情報の内容となる登記義務者の住所は措置対象住所であり、公示用住所のみが内容とされた場合は登記記録と合致しないことになる（法第25条第7号参照）。

また、登記官が当該登記記録に記録されている者の住所に宛てて行う通知等も、措置対象住所に宛てて行うことになる。

第2 代替措置

1 代替措置における公示用住所

代替措置により登記記録に記録されている者の住所に代わるものとして記載すべき事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることができる者（以下「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下「公示用住所」という。）

とするとされた（規則第202条の10）。

公示用住所については、申出人の選択により、住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の表記の末尾に「〇〇司法書士事務所気付」や「〇〇方」のような振り合いにより郵便物の受取に資する情報を付記しても差し支えない。

2 代替措置申出

(1) 代替措置申出書の記載事項

ア 代替措置申出においては、規則第202条の4第1項各号及び同条第4項（前記第1の2(1)ア及び(4)）に規定する事項に加え、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならないとされた（規則第202条の11第1項）。

(ア) 措置要件に該当する事実の概要

(イ) 後記4(1)の代替措置を講ずべき住所（以下「措置対象住所」という。）

(ウ) 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

(エ) 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

イ 前記ア(ア)の措置要件に該当する事実の概要については、登記記録に記録されている者の住所が明らかにされることによってどのようなおそれが生ずるのかを、措置要件の根拠と併せて簡潔に記載すれば足りるものとする。

ウ 前記ア(イ)の措置対象住所及び同(ウ)の措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項は、申出に係るそれぞれの「不動産の不動産所在事項」に続けて、次の振り合いにより記載するものとする。

(ア) 既に記録されている住所を措置対象住所とする場合

「表題部 表題部所有者欄 所有者某の住所 〇〇〇〇」

「甲区 順位1番 所有権移転登記 所有者某の住所 〇〇〇〇」

「甲区 順位2番 所有権一部移転 共有者某の住所 〇〇〇〇」

「乙区 順位1番 抵当権設定登記 債務者某の住所 〇〇〇〇」

「信託目録 目録番号第〇号 受付年月日 受益者某の住所
〇〇〇〇」

- (イ) 新たに住所が記録される登記の電子申請をし、これに伴い当該住所に係る代替措置申出をする場合や、新たに住所が記録される登記の書面申請をし、これに伴い申請をした登記所と異なる登記所に代替措置等申出をする場合

「〇月〇日××法務局受付第〇〇号の建物表題登記により表題部所有者となる某の住所 〇〇〇〇」

「〇年〇月××地方法務局受付第〇〇号の所有権の移転の登記により所有権登記名義人となる某の住所 〇〇〇〇」

「〇年〇月××地方法務局受付第〇〇号の〇番所有権登記名義人住所変更登記による変更後の某の住所 〇〇〇〇」

- (ウ) 新たに住所が記録される登記の書面申請をし、これと併せて同一の登記所に当該住所に係る代替措置申出をする場合

「同時に申請する所有権の移転の登記により所有権登記名義人となる某の住所 〇〇〇〇」

なお、申出に係る不動産に特定の者の住所が複数記録されている場合に、代替措置申出をするときには、代替措置を講ずべき全ての住所に係る登記記録を特定するために必要な事項を記載しなければならない。

この場合には、申出に係るそれぞれの「不動産の不動産所在事項」に続けて、「甲区 順位 1 番 所有権移転登記 共有者某の住所 〇〇〇〇」、「甲区 順位 2 番 所有権一部移転登記 所有者某の住所 〇〇〇〇」の振り合いにより記載するものとする。

- エ 上記ウの方法等により、代替措置等申出書で特定されていない登記記録に係る住所については、代替措置は講じられない。

- (2) 代替措置申出における代替措置等申出添付書面

ア 代替措置申出においては、規則第 202 条の 4 第 6 項（前記第 1 の 2 (6)）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならないとされた（規則第 202 条の 11 第 2 項）。

- (ア) 措置要件に該当する事実を明らかにする書面

(イ) 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称を証する書面
(ウ) 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）

(エ) 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面

イ 前記ア(ア)の措置要件に該当する事実を明らかにする書面として、加害者から受けた被害の日時、場所及び態様、登記記録に記録されている者の住所が公開されることにより更に被害を受けるおそれの内容及び当該おそれが生ずる理由の詳細等を記載し、作成者である申出人が記名押印又は署名をした陳述書を提出させるものとする。また、原則として、これに加えて過去の被害の事実を裏付ける公的書面又は客観的書面を提出させるものとする。

公的書面としては、①市区町村によるDV等支援措置決定の通知書、②ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施書面、③配偶者暴力相談支援センター等のDV保護に関する証明書等が想定される。

客観的書面としては、①医師の診断書、②怪我の写真（撮影時期が明らかなもの）、③申出人に対する脅迫等を内容とするSNSの画像（投稿時期が明らかなもの）等が想定される。

公的書面又は客観的書面の添付がされていない場合や、添付された書面の内容のみでは措置要件に該当する事実が認められないときは、前記第1の4(2)の対面調査を実施するものとする。

ウ 前記ア(イ)の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称を証する書面には、公示用住所とされた住所が記録された後記(4)の印鑑に関する証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、法人の登記事項証明書等の公的書面等のほか、公示用住所とされた営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下「営業所等」という。）が記載されたホームページを印刷した書面その他の営業所等を証する書面であって、公示用住所提供者による公示用住所提供者

の営業所等であることに相違ない旨の奥書が付され、記名押印又は署名がされたものが該当する。

なお、公示用住所提供者を法務局又は地方法務局とする場合には、本書面の添付は不要である。

エ 前記ア(ウ)の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）は、次の事項が記載されていることを要する。

(ア) 公示用住所

(イ) 公示用住所を提供することを承諾する旨

(ウ) 措置対象住所及び措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

(エ) 作成の日付

(オ) 公示用住所提供者の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

オ 前記ア(エ)の法務大臣が定める事項は、法務省のホームページで公開する方法により法務大臣が定める事項とする。

なお、当該事項については、法務省のホームページで公開する書式又はこれに準じた書式を用いて作成するものとする。

(3) 公示用住所提供者の承諾を証する書面への記名押印等

前記(2)ア(ウ)の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならないとされた。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同(ウ)の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでないとされた（規則第202条の11第3項）。

(4) 公示用住所提供者の承諾を証する書面の添付書面

前記(2)ア(ウ)の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）には、前記(3)により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）若しくは登記官が作成するもの又はこれに

準ずるものに限る。)を添付しなければならないとされた。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないとされた(規則第202条の11第4項)。

ア 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を代替措置等申出書に記載したとき(登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。)

イ 公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたとき。

なお、住所地の市町村長又は登記官が作成する印鑑に関する証明書に準ずるものとしては、弁護士又は司法書士が前記(2)ア(イ)の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面に記名押印した場合における弁護士会又は司法書士会の作成に係る印鑑に関する証明書等が想定される。

3 公示用住所管理ファイルへの記録

(1) 公示用住所管理ファイルへの記録事項等

登記官は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならないとされた(規則第202条の12第1項)。

ア 氏名及び住所

イ 措置対象住所

ウ 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

エ 公示用住所

(2) 代替措置等申出書の写しの送付

ア 登記官は、前記(1)による公示用住所管理ファイルへの記録をしたときは、遅滞なく、代替措置申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所に代替措置等申出書の写しを送付しなければならないとされた(規則第202条の12第2項)。

代替措置等申出書の写しの送付は、情報漏洩措置を十分に講じた上で郵送等の適宜の方法により行うものとする。なお、送付に当たっては、申出立件事務日記帳(規則第18条第12号の4)に送付の月日及び送付先の登記所名等の所要の事項を記載するとともに、

代替措置等申出書の前記第1の3(3)の立件事項の該当部分に通知した旨を記録するものとする。

イ 代替措置等申出書の写しの送付を受けた登記所は、送付を受けた書類を代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり込むものとされた（規則第27条の3）。

なお、当該写しの送付を受けた登記所の登記官は、次の対応を行うものとする。

(ア) 申出立件事務日記帳（規則第18条第12号の4）に受領の月日、送付元の登記所名その他所要の事項を記載する。

(イ) 措置対象住所に係る登記記録についての登記簿の附属書類（令第21条第1項で定める図面を除く。以下「附属書類」という。）について、代替措置申出がされた措置対象住所に係る登記の申請書類であって、当該附属書類の閲覧が制限されている旨が一見して明らかとなるような措置（以下「閲覧制限措置」という。）を講ずる。

(ウ) 前記(イ)の閲覧制限措置を講じた後、送付を受けた代替措置等申出書の写しを、代替措置等申出書写しつづり込み帳（規則第18条第12号の5）に前記(ア)で付した日記番号の順につづり込む。

4 代替措置

(1) 登記官は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登記記録について登記事項証明書又は登記事項要約書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（以下「代替措置」という。）を講じなければならないとされた（規則第202条の13）。

(2) 措置対象住所について住所変更の登記があった場合、表題部所有者の住所が措置対象住所として公示用住所管理ファイルに記録された後に当該表題部所有者を所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記があった場合、合筆の登記や合併の登記等に際し措置対象住所を職権により記録した場合及び分筆の登記等により措置対象住所を移記・転写した場合には、従前の住所のほか、新たに記録される住所についても同様の公示用住所による代替措置が講じられる。

5 代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求

(1) 請求をすることができる者

代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付を請求することができる（規則第202条の14第1項）。

(2) 請求情報の内容

前記(1)の代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求をするときは、規則第193条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならないとされた（規則第202条の14第2項）。

ア 請求人の住所

イ 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名

ウ 代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

エ 措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨

オ 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

オの記載方法については、前記第2の2(1)ウ（代替措置申出）の例による。

(3) 請求の方法

前記(1)の代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求は、請求書を登記所に提出する方法によってのみすることができる（規則第202条の14第3項）。

(4) 請求書の添付書面

ア 前記(1)の代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならないとされた（規則第202条の14第4項）。

(ア) 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するもの

であって、作成後三月以内のものに限る。) その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面

(イ) 代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が法第119条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

(ウ) 代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、法第119条第6項の登記記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが不動産の登記記録から明らかであるときを除く。

(エ) 代理人によって請求をするときは、当該代理人の権限を証する書面

イ 前記ア(ア)及び(イ)の書面の取扱いは、原則として代替措置等申出の例によるが、同(ア)の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものに限られる。

ウ 前記ア(ウ)の相続人であることを証する書面は、請求人が申出人の相続人であることを証する限度のもので足りる。また、申出人から相続人への相続登記がされている場合などは、当該書面の添付を要しない（同(ウ)ただし書）。

エ 委任による代理人によって、代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求を行う場合には、前記ア(エ)の代理人の権限を証する書面には、代替措置を講じない措置対象住所を明らかとした具体的な委任事項が記載されていることを要する。

(5) 請求書の添付書面の特則

前記(4)ア(ア)は、請求人が同ア(ア)の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合には、適用しないとされた。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提示しなければならないとされた（規則第202条の14第5項において準用する規則第202条の4第7項）。

この場合の取扱いについては、代替措置等申出の例によるものとするが、確認結果については、登記官が、別記第7号様式による調査結果調書を作成し、登記官印を押印するものとする。

(6) 会社法人等番号の提供

法人である代理人によって前記(1)の交付の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を添付することを要しないとされた（規則第202条の14第6項）。

(7) 添付書面の原本還付請求

前記(1)の交付の請求をした請求人は、前記(4)ア(イ)から(エ)までに掲げる書面の原本の還付を請求することができることとされた。前記第1の7（代替措置等申出添付書面の還付）については、次のア及びイに掲げる事項を修正した上で、この場合について準用するとされた（規則第202条の14第7項において読み替えて準用する規則第202条の9）。

ア 当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないのは、登記事項証明書の交付後とすること。

イ 登記官印を押印した謄本は、登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳につづり込むこと。

(8) 登記事項証明書の作成

登記官は、前記(1)の交付の請求があった場合には、登記事項証明書の作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとしてとされた（規則第202条の14第8項）。

なお、前記(1)の交付の請求があった場合において、請求権限を有しない者による請求であるとき又は請求書の添付書面が添付されないときは、交付された登記事項証明書に代替措置が講じられているか否かを明らかにすることなく、代替措置が講じられている登記事項証明書を交付するものとする。

また、代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求がされた場合において、請求情報の内容で特定された登記記録に措置対象住所が記録されていないときは、当該登記記録に措置対象住所が記録されているか否かを明らかにすることなく、登記事項証明書を交付

するものとする。

(9) 請求書の取扱い

前記(1)の交付の請求に基づく交付がされた場合には、当該請求に係る請求書を、他の登記事項証明書の請求書と同様に、請求書類つづり込み帳につづり込むこととする。ただし、当該請求書については、附属書類についての閲覧制限措置と同様の措置を講ずるものとする。

6 代替措置申出の撤回

(1) 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができることとされた（規則第202条の15第1項）。

代替措置申出をした申出人の相続人が代替措置申出の撤回をすることはできない。

(2) 前記(1)の撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を登記所に提出してしなければならないとされた（規則第202条の15第2項）。

ア 代替措置申出をした申出人の氏名及び住所

イ 代理人によって撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

ウ 代替措置申出を撤回する旨

エ 代替措置申出に係る不動産の不動産所在事項

オ 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

オの記載方法については、前記第2の2(1)ウ（代替措置申出）の例による。

(3) 前記第1の2(2)から(5)までについては、代替措置申出の撤回について準用するとされた（規則第202条の15第3項において準用する規則第202条の4第2項から第5項まで）。

(4) 前記(2)の撤回書には、次に掲げる書類を添付しなければならないとされた（規則第202条の15第4項）。

ア 代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の代替措

置申出をした申出人が撤回をしていることを証する書面

イ 代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が法第119条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面)

ウ 代理人によって撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

ア及びイの書面については、原則として代替措置等申出の例によるが、アの印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものに限られる。

(5) 前記第1の2(7)から(10)まで、3、4及び7については、次のア及びイに掲げる事項を修正した上で、代替措置申出の撤回について準用するとされた(規則第202条の15第5項)。

ア 登記官は、前記(1)の撤回に関する調査をする場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうかを調査することができること(前記第1の4(2)関係)。

イ 代替措置申出をした申出人は、前記(4)イ及びウに掲げる書面の原本の還付を請求することができること(前記第1の7(1)関係)。

(6) 登記官は、前記(1)の撤回があった場合には、当該代替措置申出についての前記3(1)アからエまでに掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならないとされた(規則第202条の15第6項)。

(7) 登記官は、前記(6)の削除をしたときは、遅滞なく、撤回に係る不動産の所在地を管轄する登記所に撤回書の写しを送付しなければならないとされた(規則第202条の15第7項において準用する規則第202条の12第2項)。

(8) 撤回書の写しの送付を受けた登記所は、送付を受けた書類を代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり込むものとされた(規則第27条の3)。

当該写しの送付を受けた登記所は、前記3(2)イ(ア)に準じた取扱い

をするとともに、同(イ)に基づき代替措置申出に係る登記記録についての附属書類に講じられている閲覧制限措置を終了するものとする。

送付を受けた撤回書は、同(ウ)に準じた取扱いをするものとする。

- (9) 登記官は、法務局長又は地方法務局長の指示に基づき、代替措置申出の日から一定期間を経過した場合には、代替措置申出をした申出人に対し、代替措置を継続するかどうかの意思確認を行い、当該申出人が代替措置の必要性がなくなった旨を明らかにした場合には、代替措置申出の撤回を促すことができるものとする。

第3 公示用住所の変更

- 1 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置申出に係る公示用住所の変更を申し出ることができることとされた（規則第202条の16第1項）。

複数の措置対象住所が公示用住所管理ファイルに記録されている場合には、その一部の措置対象住所に係る公示用住所のみについて変更を申し出ることができる。

- 2 公示用住所の変更申出においては、規則第202条の4第1項各号及び第4項に規定する事項に加え、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならないとされた（規則第202条の16第2項）。

(1) 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

(2) 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

(1)の記載方法については、前記第2の2(1)ウ（代替措置申出）の例による。

- 3 公示用住所の変更申出においては、規則第202条の4第6項（前記第1の2(6)）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならないとされた（規則第202条の16第3項）。

(1) 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称を証する書面

(2) 変更後の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（変更後の公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）

(3) 法務局又は地方法務局を変更後の公示用住所提供者とするときは、

申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面

前記(1)から(3)までに掲げる書面の取扱いは、代替措置申出の例による。

- 4 前記第2の2(3)及び(4)（公示用住所提供者による記名押印及び印鑑に関する証明書の添付関係）については、前記3(2)の書面について準用するとされた（規則第202条の16第4項）。
- 5 登記官は、公示用住所の変更申出があった場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならないとされた（規則第202条の16第5項）。
- 6 登記官は、前記5による記録をしたときは、遅滞なく、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所に代替措置等申出書の写しを送付しなければならないとされた（規則第202条の16第6項において準用する規則第202条の12第2項）。

当該写しの送付を受けた登記所は、当該送付を受けた書類を代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり込むものとされた（規則第27条の3）。

これらの取扱いは、前記第2の3(2)イに準じた取扱いをするものとする。

第3部 その他

第1 代替措置における帳簿の取扱い

- 1 代替措置等申出については、次に掲げる帳簿を登記所に備え付けるものとする（規則第18条第12号の2から第12号の5まで）。
 - (1) 申出立件事件簿
 - (2) 申出立件関係書類つづり込み帳
 - (3) 申出立件事務日記帳
 - (4) 代替措置等申出書写しつづり込み帳
- 2 前記1の各帳簿は、以下のとおり取り扱うこととされた。
 - (1) 申出立件事件簿
 - ア 申出立件事件簿には、代替措置等申出又は代替措置申出の撤回の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする（規則第18条第12号の2から第12号の5まで）。

(規則第27条の2第1項)。

イ 申出立件事件簿は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとしてされた(同条第2項)。

(2) 申出立件関係書類つづり込み帳

申出立件関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとしてされた(規則第27条の2第3項)。

(3) 申出立件事務日記帳

申出立件事務日記帳には、申出立件事件簿に記録しない代替措置等申出に関する事務又は代替措置申出の撤回に関する事務に係る書類の発送及び受領に関する事項を記録するものとしてされた(規則第27条の2第4項)。

(4) 代替措置等申出書写しつづり込み帳

代替措置等申出書写しつづり込み帳には、規則第202条の12第2項(規則第202条の15第7項及び第202条の16第6項において準用する場合を含む。)の規定により送付を受けた書類をつづり込むものとしてされた(規則第27条の3)。

3 代替措置等申出に関する帳簿の取扱いは、準則の定めるところによる。

第2 税通の取扱い

地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の規定に基づく登記所からの通知の取扱いについては、別に定める「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法第382条の規定に基づく通知に係る事務の取扱いについて」に基づき取り扱うものとする。

第3 適用範囲等

1 改製不適合物件等への適用

法第119条第6項の規定は、規則附則第3条第1項の規定による改製を終えていない登記簿(電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。)に記載された者の住所には適用されない。

2 船舶登記及び農業用動産抵当登記への適用及び経過措置

法第119条第6項の規定は、不動産登記令等の一部を改正する政令(令和5年政令第297号)による改正後の船舶登記令(平成17年政

令第11号)第33条第3項及び農業用動産抵当登記令(平成17年政令第25号)第16条第3項においてそれぞれ準用されており、改正省令による改正後の船舶登記規則(平成17年法務省令第27号)及び農業用動産抵当登記規則(平成17年法務省令第29号)において所用の手續等が定められた。

これらの規定は、登記事項証明書等に関する事務について船舶登記令等の一部を改正する政令(平成20年政令第249号)第2条第2項又は第4条第2項の規定による指定を受けた登記所における登記記録について、当該指定を受けた日から適用されるものとされた(改正省令附則第4条第1項及び第5条第1項)。

別記第 1 号

立件 (申出)	令 和 年 月 日
	第 号

別記第2号

受付	調査	仮登録
本登録	情報更新	通知

別記第 3 号

受付	調査	仮登録	本登録	情報更新	通知			
年 月 日				立件 (申出)			符号	
第 号 一 一								
窓口								

別記第 4 号

受付	調査	仮登録	本登録	情報更新	通知			
年 月 日				立件 (申出)			符号	
第 号 一 一								
郵送								

日記第 号
年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局
登記官

出張所

職印

嘱 託 書

不動産登記規則第 202 条の 6 第 3 項（同令第 202 条の 15 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり 本人確認調査・措置要件 の該当性調査を嘱託します。

記

- 1 本人確認調査・措置要件の該当性調査 を要する申出人の氏名
- 2 本人確認調査・措置要件の該当性調査 の必要性
- 3 添付書面の表示

